

令和3年第2回阿蘇市議会定例会報告

令和3年第2回阿蘇市議会定例会が、6月4日から6月18日までの15日間開催され、条例2件、予算8件、報告7件、承認7件、諮問4件、請願1件、規約1件が審議されました。

条例審議（主なもの）

承認第4号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

承認

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、以下のとおり改正するものです。

個人住民税関係…個人市民税の非課税範囲、寄付金税額控除、扶養控除申告・退職所得申告等の変更、セルフメディケーション税制（特定医薬品購入額の所得控除制度）の5年間延長、住宅ローン控除の適用期間延長等の改正。

軽自動車税関係…環境性能割の税率区分見直し等の改正。

固定資産税関係…農地及び宅地等の負担調整措置を令和5年度まで継続、熊本地震に係る被災住宅用地に対する特例の延長等の改正。



建築中の住宅

議案第41号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係する以下の4つの条例の一部を改正する条例を制定するものです。

主な改正点は、共通して高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化などとなっています。

※指定居宅サービス等とは…**自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービス（訪問介護やデイサービス等）をいいます。**



関係条例

- ・阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ・阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第50号 阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について

可決



本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、関係する以下の3つの条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、国においてデジタル庁が設置されたことによる国の所管の変更や、個人番号カードの交付及び再交付に係る手数料関連の改正です。ただし、手数料については事務処理が変わるのみで、窓口で徴収する額に変更はありません。

関係条例

- ・阿蘇市個人情報保護条例
- ・阿蘇市手数料条例
- ・阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

令和3年度 一般会計補正予算

予算総額164億2,099万円を可決

- 第1号補正**…新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得のひとり親世帯の方に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するための補正。
- 第2号補正**…新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の方に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するための補正。
- 第3号補正**…当初予算が骨格予算であったため、投資的経費を中心に編成。
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、坂梨保育園移転改修事業、道路改良事業及び人事異動等に伴う人件費の科目間調整等を計上。
- 第4号補正**…畜産クラスター事業訴訟に係る熊本地方裁判所の判決確定に伴う原告への損害賠償金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等を計上。

項目	承認第9号 第1号補正 4月2日専決分	承認第10号 第2号補正 5月14日専決分	議案第42号 第3号補正 6月4日提出分	議案第51号 第4号補正 6月18日提出分	補正後の額
議会費			5万円		1億4,151万円
総務費			市役所本庁西側別館屋根改修工事 ほか 3,453万円		16億7,050万円
民生費	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯) 2,277万円	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯) 2,302万円	坂梨保育園移転改修工事 ほか 3億5,254万円	生活困窮者自立支援金 821万円	60億2,975万円
衛生費			波野保健福祉センター給湯加圧給水ユニット取換工事 ほか 1,853万円		16億1,713万円
農林水産業費			攻めの園芸生産対策事業費補助金 ほか 1億4,674万円	損害賠償金 8,385万円	12億1,510万円
商工費			地域振興緊急対策事業補助金 ほか 2億4,666万円	△1,500万円	9億498万円
土木費			道路新設改良工事 ほか 3億7,440万円		10億7,447万円
消防費			443万円		6億1,670万円
教育費			各小学校一般工事 ほか 2,427万円		9億9,295万円
災害復旧費			150万円		1億3,977万円
公債費					19億7,673万円
予備費					4,140万円
合計	2,277万円	2,302万円	12億365万円	7,706万円	164億2,099万円

市役所本庁西側別館屋根改修工事



道路新設改良工事



あびか横 上西黒川成川線 (施工中)

令和3年第2回阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件名	審議結果
報告第2号	専決処分の報告について	報告
承認第4号	専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について	承認
承認第5号	専決処分した阿蘇市病院事業の設置に関する条例の一部改正について	承認
承認第6号	専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算(第12号)について	承認
承認第7号	専決処分した令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	承認
承認第8号	専決処分した令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について	承認
承認第9号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第1号)について	承認
承認第10号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第2号)について	承認
報告第3号	令和2年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第4号	令和2年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	報告
報告第5号	令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第6号	令和2年度阿蘇市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	報告
議案第41号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第42号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第43号	令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第44号	令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第45号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第46号	令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第47号	令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第48号	令和3年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第49号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について	原案可決
諮問第1号～ 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
報告第7号	株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について	報告
報告第8号	一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について	報告
請願第1号	新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める請願	趣旨採択

《追加議案》

議案等番号	件名	審議結果
議案第50号	阿蘇市個人情報保護条例等の一部改正について	原案可決
議案第51号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決

市長提出事件数

可決…11件(条例2件、予算8件、その他1件)
承認…7件(条例2件、予算5件)
適任…4件
報告…7件

請願件数

趣旨採択…1件

計30件

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
氏名	佐藤和宏	佐藤菊男	児玉正孝	甲斐純一郎	立石昭夫	竹原祐一	岩下礼治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	森元秀一	大倉幸也	田中弘子	五嶋義行	藏原博敏	古木孝宏	田中則次	河崎徳雄	湯浅正司
議案																				
議案第41号	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第51号	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	●	○	●	○	○	○	●	○	●	議

主な討論内容

議案第41号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

反対討論▶▶ 介護職員一人あたりの入居者の基準が規制緩和されており、私は今後とも介護職員の不足に伴い、大きな負担になってくると思うため反対します。

議案第51号

令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について

反対討論▶▶ 苦しい立場であろうが、税金を使うこととなるので、多少解決のめどが立ってから議案を出すべきと思います。畜産クラスター補助金差し止めを決定した市長・副市長・経済部長は、違法という判決に責任を持つべきですがまだ責任は確定していません。どのような方法で処分を下すのかも未だに分かっていない状況です。それからでないと言は通すべきではないと思いますので反対します。

賛成討論▶▶ 今回の補正については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が計上されており、コロナ禍における生活困窮者の支援を行うための大変重要な補正予算でもあります。

また、畜産クラスター事業補助金の訴訟判決における損害賠償金の支払いについては、判決の確定により被告の阿蘇市が訴訟の原告に当然支払わなければならない法的拘束力のある債務であります。これまでの経緯や市の判断については、市長からもありましたように、全員協議会の中でも適切に説明がされておりますが、その中で、議員からは補助金凍結等に関連する意見も特になく、市議会としても市の対応を承認してきたところであります。さらに、地方自治法第1条の2第1項に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあるように、住民の安心安全な生活を守るという、多くの市民の方々の社会的要請に沿った行動をした阿蘇市の行為は、是認されるべきものでありましたが、地域住民の意思を完全に無視した熊本地裁の判断は、ある意味で不当な判決とも言えるものであり、私個人としてもとても残念な判決でありました。地方自治の活性化や地方分権が進められる中で、多くの住民から阿蘇市に要求されたことは何かという目的に基づいて、常識に従った行動が求められたことによる、市のトップでありリーダーでもある佐藤市長の判断は、常に自分は市民のために行動している、つまり、常に市民とともにという市長としての矜持を強く保ってきたということが、その根底にあることが、今回の件でさらに強く証明されたものと思います。

今回の訴訟結果を教訓に、今後の市政の推進にあたっては、その必要性や財源のみならず、法的なリスクについても十分なる検討と協議の基に判断を行っていく必要があることを、市長はもとより全職員で再確認を行っていただき、住民の福祉のため、健全な阿蘇市の行政をさらに推し進めていただきたいという立場から、本議案に賛成します。

反対討論▶▶ コロナ禍関連の件が出てますが、これは急ぐべきだと思います。しかし、反対して議案が通らなかったとしても、地方自治法179条に議会が通らなかった時の専決という事項がありますので、否決したとしても、コロナ禍関連の予算は専決で執行できますので問題ありません。それで反対します。